

生徒への眼鏡購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の中学生が視力低下等により眼鏡を購入する際の費用の一部、又は全部を補助することにより、生徒が教育活動において必要な視力補正を行い、学習の障がいを軽減し、教育の格差の是正につながることを目的とする。また、保護者の眼鏡購入費を支援することで経済的負担を軽減するため、予算の範囲内で生徒への眼鏡購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、石垣市補助金等交付規則（平成6年石垣市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 眼鏡 視力補正のためのレンズ及びフレーム
- (2) 指定販売店 教育長より指定された石垣市内の眼鏡販売店をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内中学校の眼科検診にてC評価（0.6以下）及びD評価（0.3未満）を受けた者。
- (2) 専門医による検眼の結果、眼鏡の作成が必要であると認められた本市の中学校に在学している者。

(補助金の額等)

第4条 補助額は、眼鏡本体購入価格（消費税を含み、保険料及びケースなど付属品は含まないものとする。）の7,000円を上限とし、補助対象期間は当該年度において1人1回のみとする。なお、上限を超過した額については補助対象外とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、生徒への眼鏡購入補助金交付申請書兼委任状（様式第1号）（以下「申請書兼委任状」という。）及び眼鏡購入確認書（様式第2号）（以下「確認書」という。）を提出しなければならない。

(指定販売店の登録)

第6条 指定販売店の登録を希望する眼鏡販売店は、指定販売店登録申請書兼誓約書（様式第3号）（以下「申請書兼誓約書」という。）を教育長へ提出するものとする。

- 2 教育長は前項に規定する申請書兼誓約書が提出された場合において、その内容を審査の上適当と認めたときは、指定販売店通知書（様式第4号）を眼鏡販売店に通知するものとする。

(指定販売店の責務)

第7条 指定販売店は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 2 この要綱による補助金の目的を理解し、協力すること。
- 3 対象者の委任に基づき補助金の交付請求等を適切に処理すること。
- 4 市が補助金に関して調査を行うときには、報告等の協力をすること。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、第5条に規定する申請書兼委任状が提出された場合において、その内容を審査の上適当と認めたときは、生徒への眼鏡購入補助金交付決定兼確定通知書(様式第5号)(以下「交付決定兼確定通知書」という。)を通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による交付決定兼確定通知書の通知を受けた者が補助の交付を請求しようとするときは、生徒への眼鏡購入補助金請求書(様式第6号)(以下「請求書」という。)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の請求書を受理した場合において、審査の上適当と認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の請求等の委任)

第11条 指定販売店で眼鏡を購入する対象者は、申請書兼委任状と確認書の提出、補助金の交付決定兼確定通知書の受領、及び補助金の請求並びに受領に関する権限を指定販売店に委任しなければならない。

2 前項の規定による委任を受けた指定販売店は、販売価格から補助金相当額を控除して得た額で眼鏡を販売しなければならない。

(補助金の支給)

第12条 購入額が上限額に満たない場合の差額について支払いはしないものとする。

2 指定された申請期間を過ぎた場合、補助金の請求はできないものとする。

3 申請や請求において不正行為があり事業に損害が発生したときは、当該不正利用者に対し、期限を定めて返還を命ずることができる。

(実績報告)

第13条 実績報告は交付申請書をもって代えるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第3条の規定は令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。